

消費者庁新未来創造戦略本部について

令和元年11月

消費者庁



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

消費者庁新未来創造戦略本部の設置について

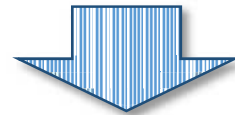


2017年7月24日 徳島に「消費者行政新未来創造オフィス」を開設

➤ 試行としても位置付け、実証に基づいた政策の分析・研究を実施

2019年6月21日 「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）

「消費者行政の発展・創造のためにふさわしい機能と規模を備えた新たな恒常的拠点を2020年度に発足」



2020年度～

新たな恒常的拠点として徳島に「**消費者庁新未来創造戦略本部**」を設置

（機能）

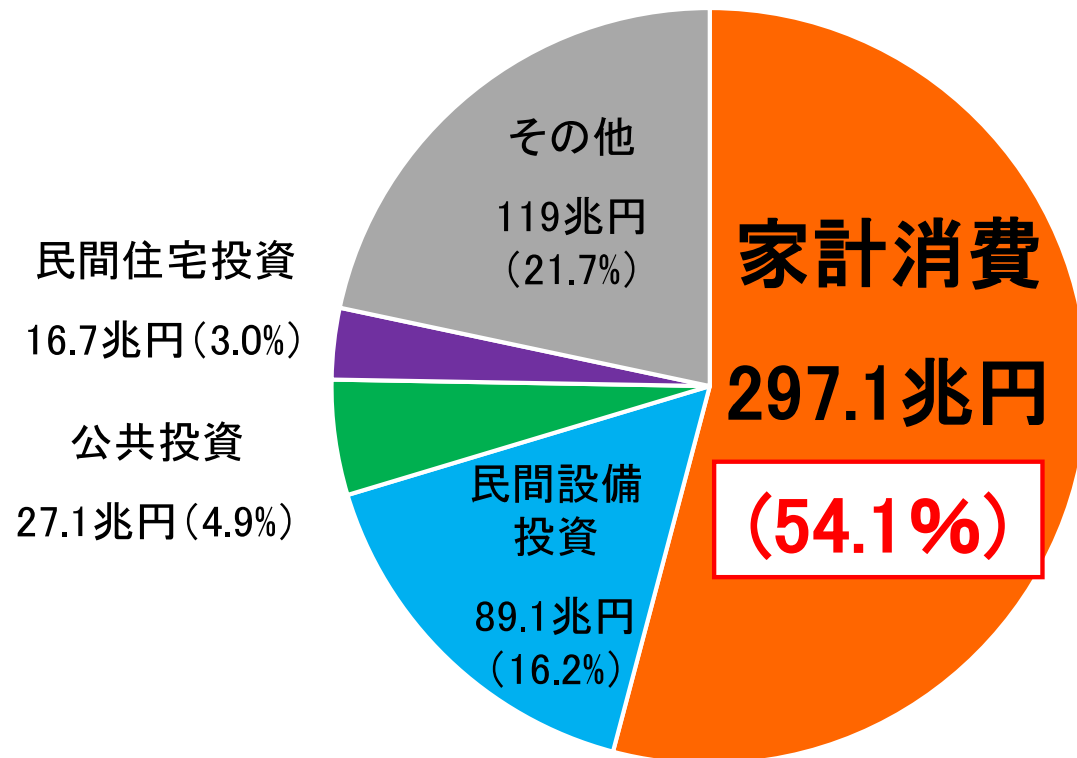
- 全国展開を見据えたモデルプロジェクト
- 消費者政策の研究拠点
- 新たな国際業務の拠点
- 非常時のバックアップ機能
- 消費者庁の働き方改革の拠点

（規模等）

- 機能の充実に合わせ規模を拡大
（現行全体で50名→全体で80名程度*）
- 現地に常駐し業務を統括する審議官の設置
（要求中。現行は参事官が業務を統括）

* 地方自治体、企業、学術機関等からの人材も含めた多様な人員構成とする

経済全体における家計消費の位置付け



日本のGDPの内訳 (2018年)
(合計 : 548.9兆円)

2018年の消費者の被害・トラブル額 ⇒ 年間約**5.4兆円** (推計)

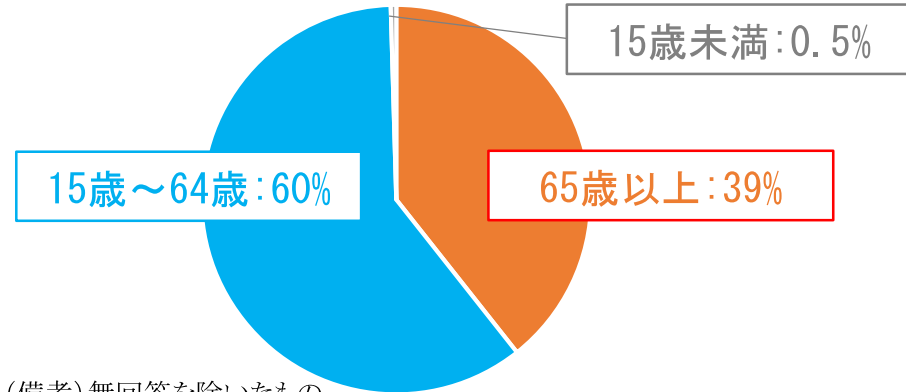
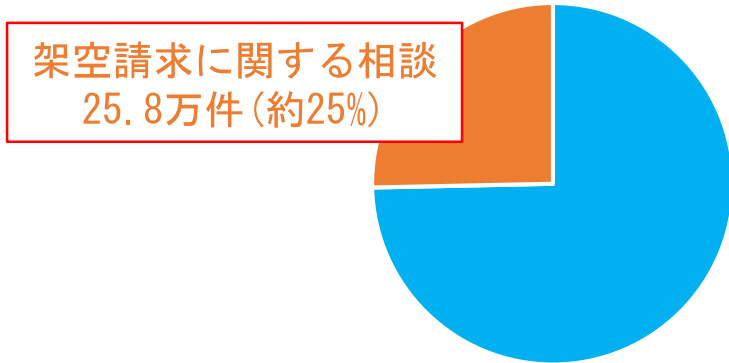
※ GDP合計約548.9兆円に対し約1.0%に相当

消費者被害・トラブルの事例



○2018年の消費生活相談件数(総数:101.8万件)

○年齢別の相談件数の割合



(備考)PIO-NETに登録された相談件数(2019年3月31日までの登録分)

(備考)無回答を除いたもの

○消費者トラブルの事例

主に高齢者が巻き込まれやすいトラブルの事例

架空請求

(概要)

- ・「注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があった。
- ・「注文した覚えはない」と伝えると「支払わないと訴える」と脅された。



主に若年者が巻き込まれやすいトラブルの事例

情報商材を購入した投資への勧誘

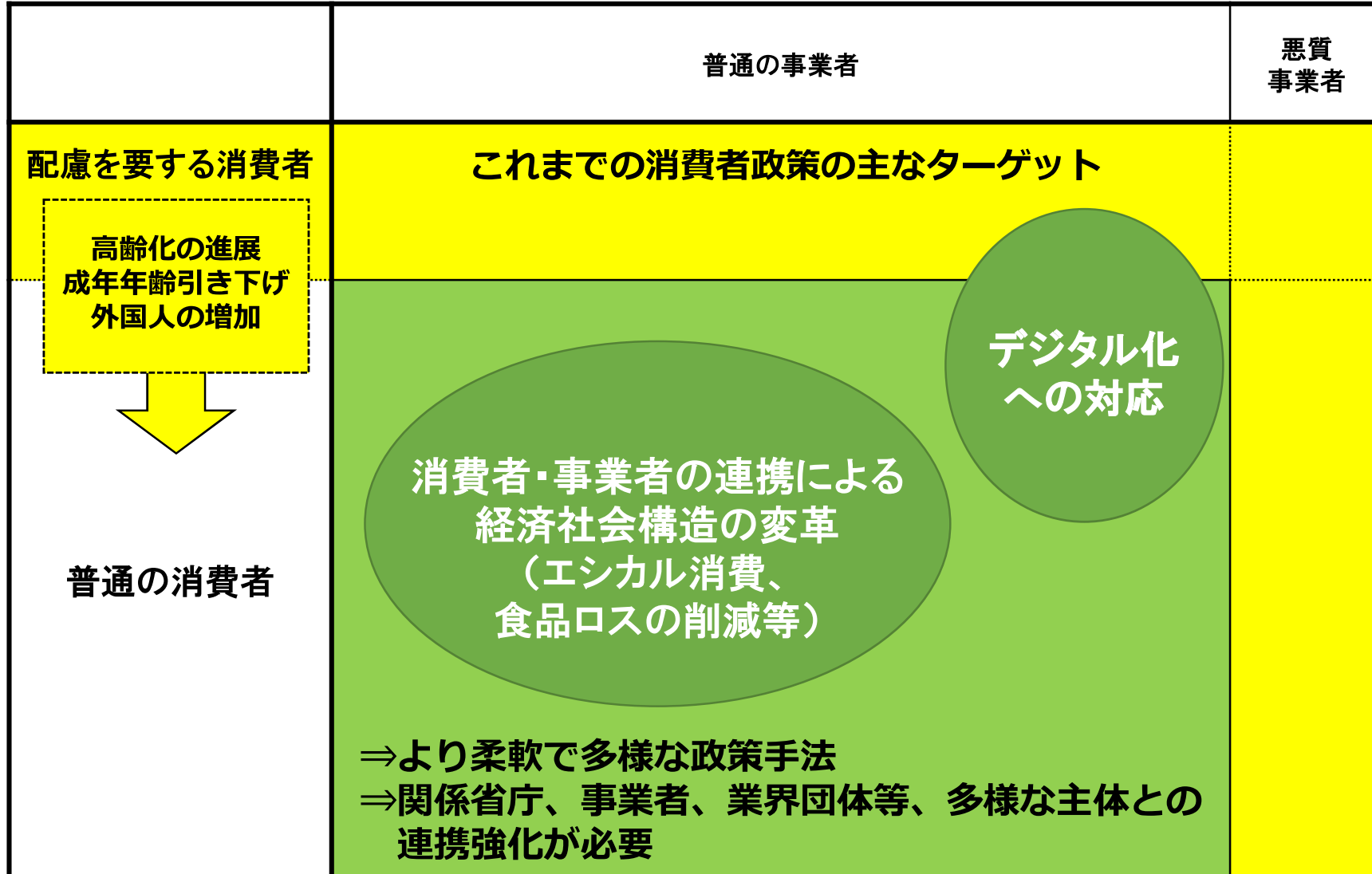
(概要)

- ・先輩から「もうかる投資システムがある」と言われ、会社の人も合流し話を聞かされた。
- ・「投資をするにはDVDソフトの購入が必要。そのソフトを使えばすぐに元が取れる」と勧誘された。

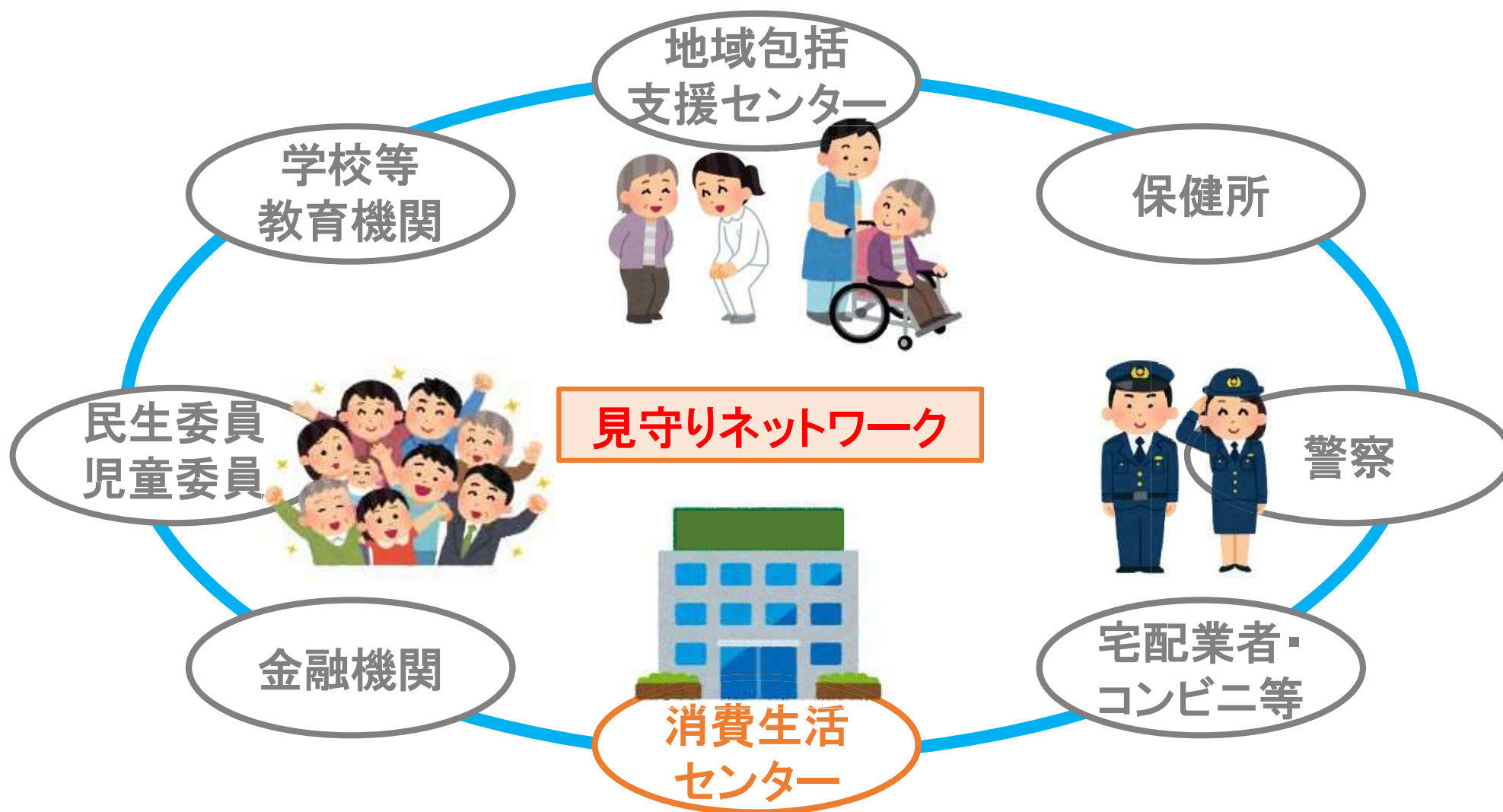


(備考)独立行政法人国民生活センター公表資料より作成。

消費者政策の範囲の広がり



消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）



10月末現在、全国では**235自治体**が設置

→ 関西広域連合域内では、**80自治体**が設置（兵庫県、徳島県は全ての自治体）

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の活用例



福祉のネットワーク

私は**ケアマネ**です。今日、利用者のアキラさん宅を訪問したところ、テーブルの上に、3日前、他県の土地を300万円で購入した契約書が置かれていました。最近よく聞く**原野商法**ではないかと不安になり、アキラさんと一緒に消費生活センターに相談しました。



センターに相談したら

相談員のあっせんにより、**クーリング・オフ**が成立！
契約は無事解除できました。

防災のネットワーク

私は**民生委員**です。一人暮らしの高齢者宅を順番に訪問しています。タケシさんから、近々**屋根を修理**すると聞きました。5日前、訪問した業者から**損害保険を使えば無料で修理**できると説明され、契約したのだそうです。最近、この地域で地震や台風の被害などありませんが、本当に大丈夫なのでしょうか。



センターに相談したら

損害保険を使えるのは、**自然災害による被害の場合**と分かり、**クーリング・オフ**が成立。

※「防犯のネットワーク」や「障がい者見守りネットワーク」への追加も同様に有効です。

個人情報を活用した見守りリストの作成と共有

悪質業者



①押収した顧客名簿

行政処分等



消費者庁等



②顧客名簿情報の要請

③顧客名簿情報の提供

消費者安全確保地域協議会 (滋賀県野洲市の例)



消費者教育の推進



「内容」

だまされない消費者
（「被害に遭わない」、
「合理的な意思決定ができる」）



自分で考える消費者
（「未来」や「世界」を大切にする消費）

主な施策

- ・ 高校生向け消費者教育教材
「社会への扉」の普及促進

主な施策

- ・ 「エシカル消費」の普及・啓発

「場」・「人」

地域における消費者教育の
推進体制の構築

主な施策

- ・ 「消費者教育コーディネーター」の配置・活用の促進
（学校・消費生活センター・弁護士団体など、多様な関係者の連携促進）

平成30年度の実績

- 「社会への扉」の活用
関西広域連合域内の各府県：35.8%（※1）（全国：37.5%（※2））
- 消費者教育コーディネーターの配置
関西広域連合のうち7府県・1政令市で配置済み（全国：26府県・13政令市）

※1 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県内における活用校数／当該府県内の全高等学校等数

※2 東京都を除く。

我が国の食品ロスの状況

- 食品ロス量は年間**643万トン**（平成28年度推計）≒国連世界食糧計画（WFP）による食糧援助量（約380万トン）の1.7倍
- 毎日大型（10トン）トラック約**1,760台分**を廃棄
- 年間1人当たりの食品ロス量は**51kg** ≒年間1人当たりの米の消費量（約54kg）に相当

<日本>

食料を海外からの輸入に大きく依存

- ・ 食料自給率（カロリーベース）は**37%**
（農林水産省「食料需給表（平成30年度）」）



廃棄物の処理に多額のコストを投入

- ・ 市町村及び特別地方公共団体が一般廃棄物の処理に要する経費は**約2兆円/年**
（環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」）

食料の家計負担は大きい

- ・ 食料が消費支出の**1/4**を占めている
（総務省「家計調査（平成30年）」）

深刻な子どもの貧困

- ・ 子どもの貧困は、**7人に1人**と依然として高水準
（厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」）

<世界>

世界の食料廃棄の状況

- ・ 食料廃棄量は年間**約13億トン**
- ・ 人の消費のために生産された食料のおよそ**1/3**を廃棄
（国連食糧農業機関（FAO）「世界の食料ロスと食料廃棄（2011年）」）



世界の人口は急増

- ・ 2017年は約76億人、2050年では**約98億人**
（国連「World Population Prospects The 2017 Revision(June 2017)」）

深刻な飢えや栄養不良

- ・ 飢えや栄養で苦しんでいる人々は**約8億人**
- ・ 5歳未満の発育阻害は**約1.5億人**
（国連食糧農業機関（FAO）
「the STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD（2018）」）

SDGsの重要な柱

- ・ 国連の持続可能な開発のための2030アジェンダで言及
- ・ G7 農業大臣会合及び環境大臣会合（2016年）で、各国が協調し、積極的に取り組んでいくことで合意

食品ロス削減推進法の概要



【議員立法】

令和元年5月31日 公布 10月1日 施行

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、
環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層が主体的に取り組み、食べ物を無駄にしない意識を醸成、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用

➔ 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロス削減月間を設ける（10月）

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③顕著な功績がある者に対する表彰
- ④実態調査、効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、適切に推進

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議
(会長:内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全))を設置

今後のスケジュール

- 令和2年3月末 基本方針 閣議決定予定
- ※食品ロス削減推進会議において、基本方針の案を作成
(会議の有識者委員は内閣総理大臣の任命)

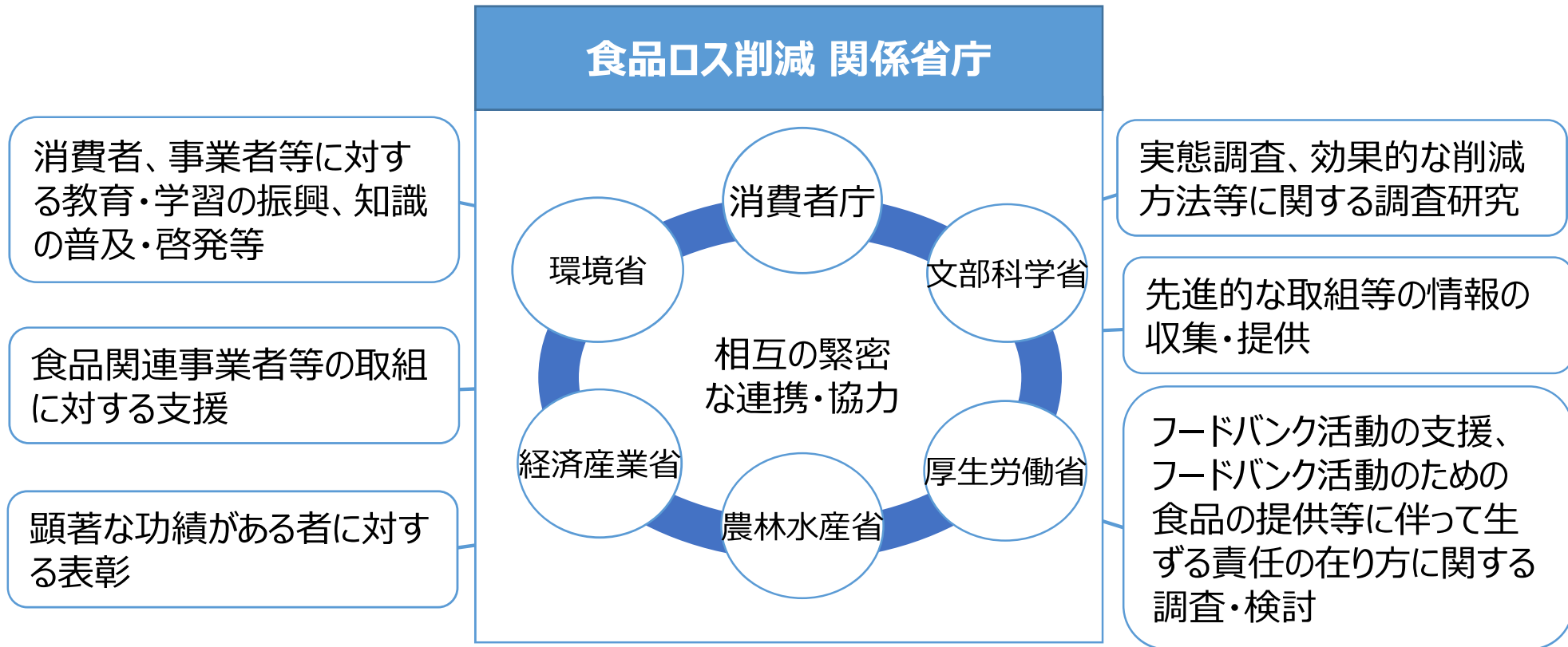
<関係省庁>

消費者庁、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、環境省

食品ロスの削減に向けた政府の体制・取組（概要）



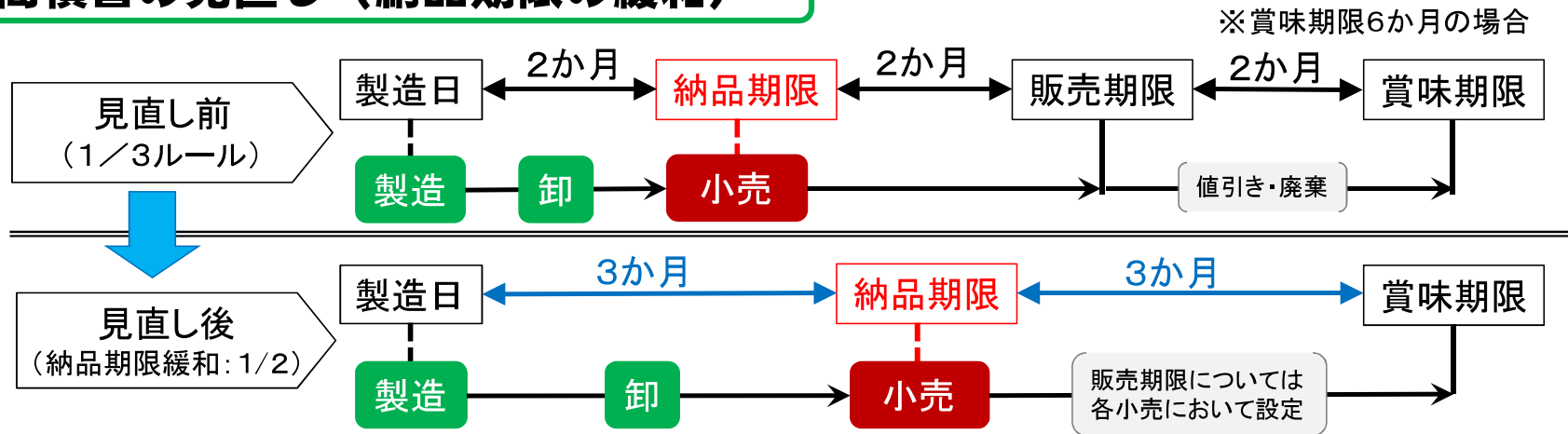
消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan



食品ロスの削減の取り組み例



商慣習の見直し（納品期限の緩和）



外食時の食べきりの促進



3010運動

注文の際、**適量を注文**しましょう。

乾杯後30分は、席を立たず、**料理を楽しみ**ましょう。

お開き前10分は、自分の席に戻って、再度、**料理を楽しみ**ましょう。

自己責任で持ち帰ることができることを明示した店舗ステッカー

新たなビジネス

例) 飲食店で売れ残った料理を割引価格で販売する会員制アプリ (TABETE など)



近年、デジタルプラットフォーム企業が介在する消費者取引が大幅に拡大

○デジタル・プラットフォーム企業が介在する非対面取引の拡大に伴う問題

(例) CtoC取引の拡大による取引に不慣れな個人が売主の場合のトラブル
場の提供者としての役割の在り方(本人確認、製品の安全への配慮 等)
越境取引においてトラブルが生じた場合の解決の困難さ

○新たなビジネスモデルの出現に伴う取引上の問題

(例) 消費者行動のビッグデータの蓄積・分析による消費者への評価・誘導
オンライン・ショッピングモール運営事業者が行う不当表示 等



今後、デジタル時代の消費者取引への新たな対応として、
有識者会議を庁内に設置し、論点整理の上、解決の方向性を議論

G20消費者政策国際会合（2019年9月5・6日 於：徳島市）



消費者庁と徳島県の共催により、G20大阪サミットのサイドイベントとして、「G20消費者政策国際会合」を開催

テーマ：デジタル時代における消費者政策の新たな課題

セッション1:急速な技術革新への政策適応

セッション2:国際連携の強化

セッション3:デジタル時代における製品リコールの効果の向上

セッション4:紛争解決と被害救済への新技術の活用

セッション5:持続可能な開発目標達成における消費者行政担当部局の役割

セッション6:デジタル時代における脆弱な消費者の保護

徳島セッション:若年者(未成年者)に対する消費者教育の推進

38の国・機関が参加

アルゼンチン	EU	リトアニア	ロシア	アメリカ
オーストラリア	フィンランド	モルドバ	サウジアラビア	ザンビア
オーストリア	ドイツ	モンゴル	シンガポール	UNCTAD
ブラジル	インド	ニュージーランド	南アフリカ	OECD
カナダ	インドネシア	ノルウェー	スウェーデン	CI
チェコ	アイルランド	フィリピン	スイス	日本
デンマーク	韓国	ポーランド	タイ	
エストニア	ラトビア	ポルトガル	イギリス	

※下線はG20

新たな戦略本部が目指す役割



消費者庁
Consumer Affairs Agency of Japan

新たな戦略本部は、消費者政策の研究、全国展開を見据えたモデルプロジェクトの実施を通じて、今後の消費者行政を深化・発展

社会経済情勢の変化に伴う新たな課題

- ・ 高齢化など脆弱な消費者の増加
- ・ デジタル化・国際化の進展 等

消費者政策
の研究

×

実証フィー
ルドを活用した
モデルプロ
ジェクト

従来型の消費者行政

- ・ 普通の消費者への対応、対面取引が中心
- ・ 東京発・地方への施策の全国展開

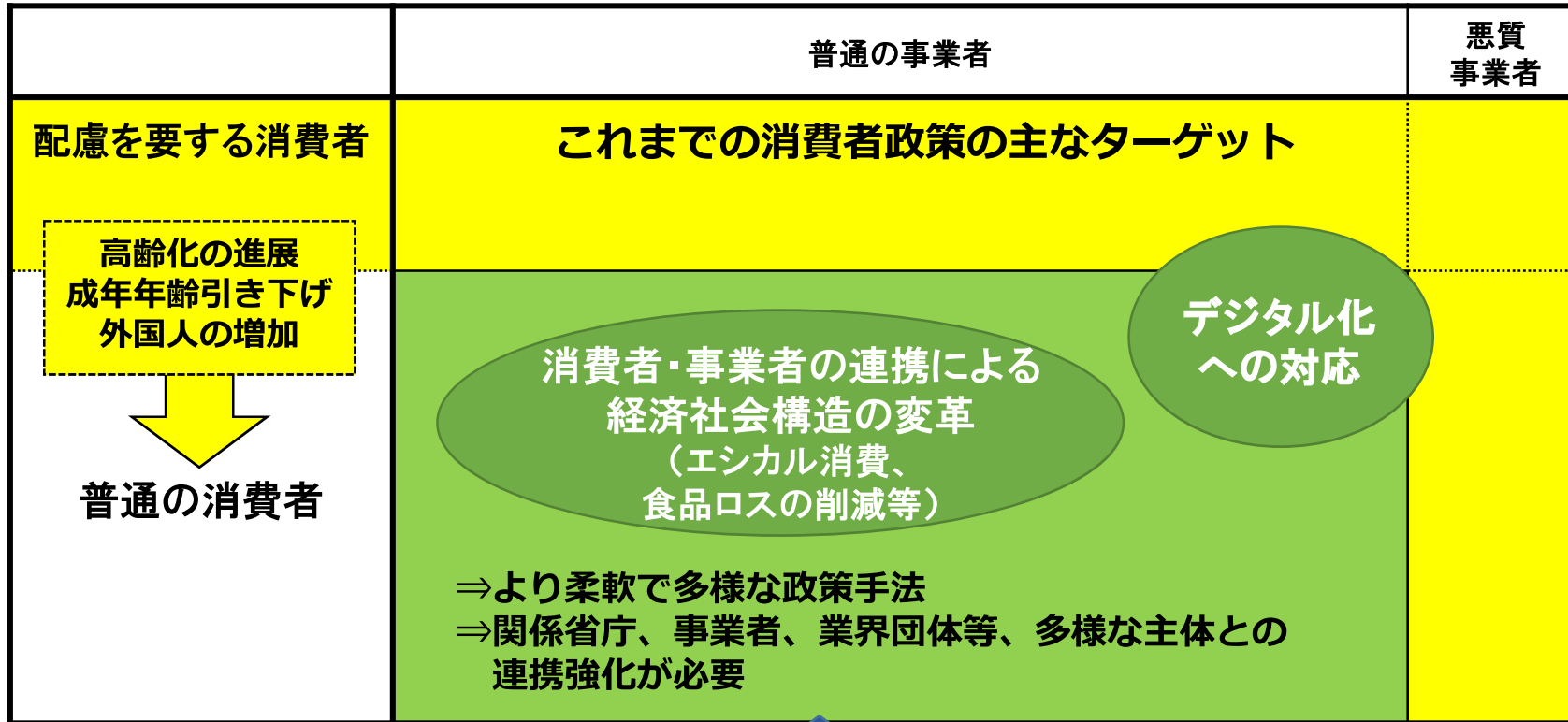
消費者行政の基本である地域の現場での きめ細かな取組

→ 地方発・地方への施策の全国展開

新たな戦略本部が取り組む課題



高齢化の進展、AIやIoT等への対応、より良い市場の形成といった社会経済情勢の変化に伴う新たな課題の解決に向け、最先端の手法を活用して対応



最先端の手法を活用

行動経済学、心理学等の
新たな学問領域

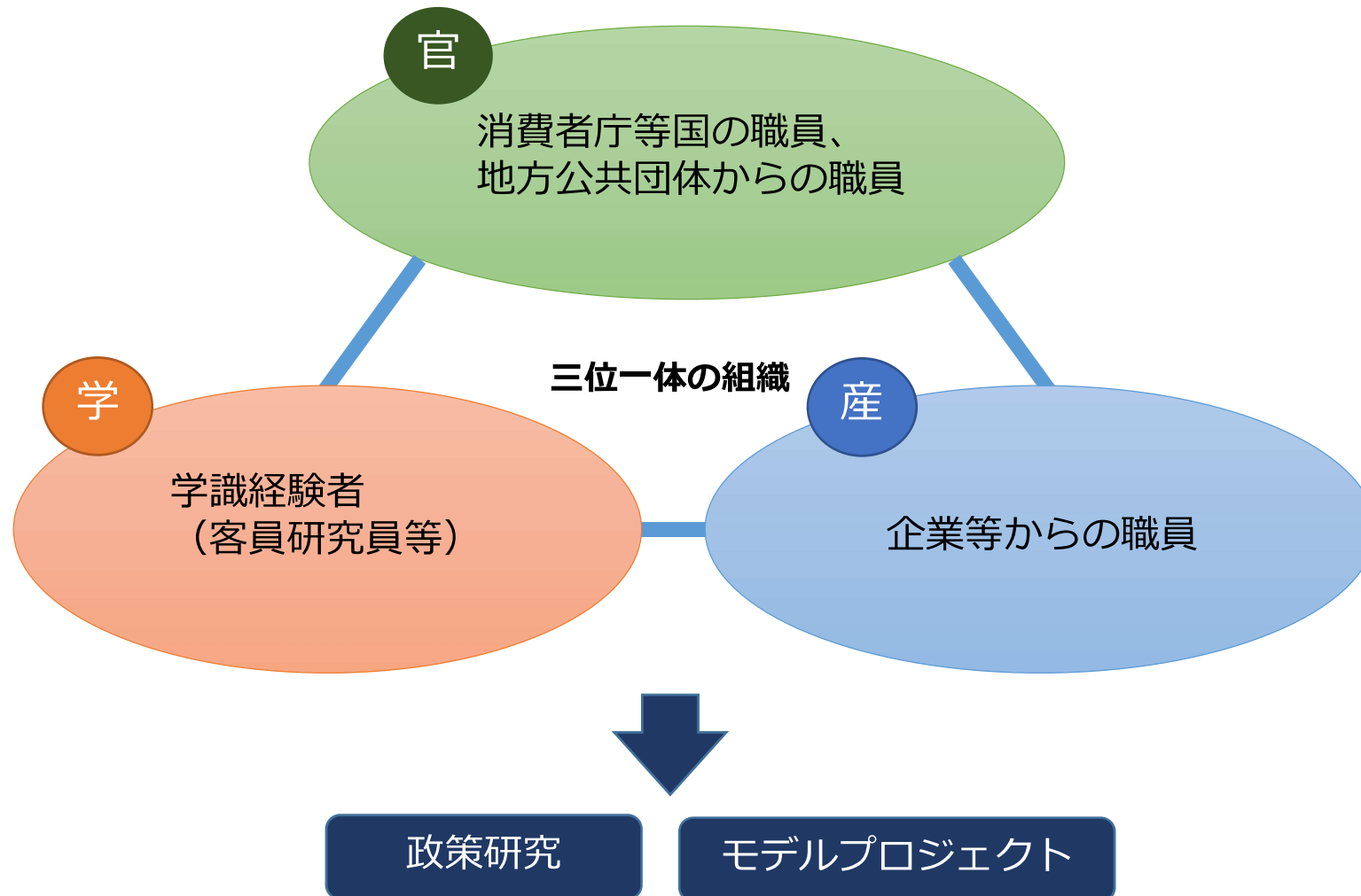
認知症研究・デジタル取引
研究等、隣接分野との連携

国際共同研究、国際交流等

新たな戦略本部の人材



新たな戦略本部は、産官学の出身者からなる三位一体の組織。多様なバックグラウンドを持つ職員によるバランスのよい構成とし、各界の英知を結集



新たな戦略本部の組織



本部次長（審議官）の統括の下、モデルプロジェクトと政策研究の2つのグループを編成。東京の消費者庁と連携しつつ業務を実施

